

## フランスの訴訟差止命令(ASI)

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

訴訟差止命令（英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」）とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」（AASI）を申請したり、既に下された他の国裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」（Anti-Enforcement Injunction, AEI）を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は「SEP」）にかかる訴訟に関し、A国 の裁判所に ASI が申し立てられ、その後、B国 の裁判所に AASI や AEI が申し立てられるといった事態が少なからず発生している。また、EU が、中国の ASI（禁訴令）は TRIPS 協定違反であると主張して WTO に提訴し、その結果、EU の主張の一部が認められたこと等から、ASI が大きな注目を集めている。

ASI は、古くから、英国<sup>2</sup>において、判例法上の救済手続として認められ、発展してきたものである。ASI の適用範囲は広く、例えば、国際商取引紛争等において用いられてきた。また、ASI は、司法上の救済手続として、米国を含む英國の植民地にも広まった。近時は、標準必須特許に関する紛争が増加するに従い、ASI が標準必須特許に関する紛争に適用されるようになった。

ASI の本家本元である英國の ASI の状況、英國とともに ASI が発令されることの多い米国の状況、そして、ASI に否定的なドイツの状況については、別稿で解説した。

そこで、本稿では、ドイツとともに大陸法系の代表的な国であるフランスの ASI の状況をテーマとすることとした。

### II 大陸法系諸国及び EU 域内における ASI 及び AASI

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所  
( <https://www.bizlawjapan.com/> ) 代表。

<sup>2</sup> 本稿において「英國」とは、イングランド及びウェールズをいう。

大陸法系の国々は、伝統的に裁判官の裁量権よりも法の安定性・予測可能性を重視する傾向がある。裁判管轄権は、法律によって客観的かつ厳格に定められるべきものであり、英米の裁判所のように、裁量によって管轄権の行使を放棄したり、他国の管轄権行使に積極的に干渉したりすることには極めて慎重である。大陸法系の国々では、ASIは他国の司法主権に対する直接的な侵害とみなされ、長らく忌避されてきた。

この傾向は、欧州連合（EU）の域内における管轄権ルールにも色濃く反映されている。EU域内の民商事事件における裁判管轄権及び判決の承認・執行は、ブリュッセルI bis規則（Regulation (EU) No 1215/2012）<sup>3</sup>によって統一的に規律されている。この規則の根底には、各加盟国の司法に対する「相互信頼」の原則が存在する。

この原則に基づき、欧州司法裁判所は、「Turner v. Grovit 事件」において、2004年4月27日、ASIを発令することに反対する判決を下した<sup>4</sup>。同裁判所は、判決理由の中で、EU加盟国の裁判所が、他のEU加盟国の裁判所における訴訟手続を対象とするASIを発令することは、ブリュッセル条約が定める管轄権の枠組みと加盟国間の相互信頼の原則に反するため、許されないと判示した。

しかし、このEU法による規律には、グローバルな紛争を扱う上で決定的な「抜け穴」が二つ存在する。

第一に、仲裁手続である。ブリュッセルI bis規則は、その適用範囲から仲裁を明示的に除外している。欧州司法裁判所による「Allianz SpA v. West Tankers 事件」（2009年）をめぐる議論を経て、改正規則では仲裁は適用対象外であることが明確化され、仲裁合意を保護するためのASIの可否は、各国の国内法に委ねられることとなった<sup>5</sup>。

第二に、非EU加盟国との関係である。「Turner v. Grovit 事件」判決の論理は、あくまでEU加盟国間の相互信頼を前提とするものである。したがって、米国、中国、又はBrexit（EU離脱）後の英国といったEU域外の国の裁判所の手続を対象とするASIや、逆にそれらの国の裁判所から発令されたASIに対抗するためのAASIについては、ブリュッセルI bis規則は直接的な規律を及ぼさない。

近年のグローバルSEP訴訟におけるASI及びAASIをめぐる法廷闘争は、まさにこの第二の「非EU加盟国」との関係を主戦場として展開されている。

### III フランスにおけるASI

#### 1 自らASIを発令することに対しては否定的

フランスの裁判所は、自らがASIを発令することに対しては、一貫して、極めて否定的な立場を探ってきた。その最大の理由は、ASIが他国の司法主権に対する不当な干渉であ

<sup>3</sup> <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/1215/oj/eng>

<sup>4</sup> <https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&num=C-159/02>

<sup>5</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62007CJ0185>

り、国際礼讓に反するという、大陸法系の伝統的な理解にある。このような、自ら ASI を発令することに対する否定的な姿勢は、フランスの最高裁判所に相当する破毀院が 2004 年に示した「Stolzenberg 事件」の判断にも表れている<sup>6</sup>。

上記のようなフランスの ASI に対する否定的な姿勢は、国際仲裁の分野においてさえ、根強く残っている。2024 年から 2025 年にかけて行われたフランス仲裁法の改正に関する議論においても、仲裁合意を保護するための ASI を発令する権限を新たに付与することが提案されたが、最終的には見送られた。これは、ASI が本質的に有する他国への干渉的な性質が、フランスの伝統的な司法主権の理念と相容れないと判断されたからである。

## 2 外国で発令された ASI のフランスにおける承認・執行

フランスの裁判所は ASI を自ら発令することには否定的な立場を採っているが、その一方で、外国の裁判所が発令した ASI をフランスで承認・執行することを認めた判例が存在する。この判例は、「In Zone Brands 事件」における破毀院の 2009 年 10 月 14 日判決である<sup>7</sup>。

この事件の概要は、以下のとおりである。米国ジョージア州の企業（In Zone Brands International Inc.）とフランスの企業（In Zone Brands Europe）は、米国ジョージア州の裁判所を専属的合意管轄とする販売代理店契約を締結した。当該フランス企業がこの合意に反してフランスの商事裁判所で訴訟を提起したため、当該米国企業はジョージア州の裁判所に提訴し、当該フランス企業に対しフランスでの訴訟手続の取下げを命じる ASI を取得した。その後、当該米国企業は、この ASI のフランスにおける承認・執行をフランスの裁判所に申し立てた。

これに対し、当該フランス企業は、この ASI がフランスの司法主権を侵害し、裁判を受ける権利を奪うものであり、フランスの国際公序に反するため、承認・執行は認められるべきではないと反論した。

しかし、破毀院は、控訴院の原審決定を支持し、米国 ASI の承認・執行を認めた。その主な判決理由は、(EU 法又は国際条約の適用範囲外の場合において、)「その目的が、本件のように、当事者間の契約上の義務（専属的合意管轄条項）の違反を制裁することのみにある ASI は、国際公序に反しない」というものであった。

この「In Zone Brands 事件」判決が明らかにした法理は、フランスの裁判所が ASI をどのように捉えているかを明確に示している。第一に、フランスの裁判所が自ら ASI を発令することは、公権力による他国の司法主権への「干渉」とみなされるため、原則として許されない。第二に、当事者が「合意」によって特定の裁判所の専属管轄を選択した場合、その合意に反して他国で提訴する行為は、「契約違反」という私法上の問題となる。第三に、この「契約違反」に対する「私法上の救済（制裁）」として外国で発令された ASI は、もはや

<sup>6</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/juri/id/JURITEXT000007049303/>

<sup>7</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/juri/id/JURITEXT000021167955>

国家間の公権力の衝突ではなく、当事者自治と契約の拘束力の執行という私法上の問題として扱われる。したがって、そのような ASI の承認・執行は、国際公序に反しない。

このように、フランスの裁判所は、「公法的な主権侵害行為」としての ASI の発令を拒否する一方で、「私法的な契約執行手段」としての外国の ASI の承認は認めるという、二重の基準を確立した。この当事者自治と契約の拘束力を絶対視する姿勢は、後述するように、標準必須特許 (SEP) 紛争において、ETSI (欧州電気通信標準化機構) の IPR ポリシーに基づく「FRAND 宣言」という契約上のコミットメントの解釈にも通底する、フランス法の重要な特徴となっている。

#### IV フランスにおける AASI

##### 1 SEP 訴訟の激化と AASI の必要性

フランスの裁判所が「In Zone Brands 事件」判決で示した ASI への二重の基準は、あくまで「専属管轄合意」に対する契約違反の文脈で、外国の ASI を承認するという「受動的」なものであった。フランスの裁判所が自ら「能動的」に ASI や AASI を発令するという考えは、2010 年代後半まで、その法的伝統からかけ離れたものと考えられていた。

このようなフランスの伝統的な姿勢を劇的に変化させたのが、グローバル SEP 訴訟の頻発・激化であった。2010 年代後半、SEP 實施者（例えば、米国企業や中国企業）が、SEP ホルダーによる欧州（例えば、ドイツやフランス）での特許権行使（特に、差止請求）を阻止するため、欧州外の国の裁判所（例えば、米国や中国）で ASI を申し立てる戦略が常態化した。

これは、特に欧州の SEP ホルダーにとって、自国における特許権行使と、自国の裁判所にアクセスする権利そのものを、外国の裁判所によって一方的に奪われるという看過できない脅威であった。この新たな脅威に対し、フランスでは、従来の「自ら ASI は発令しない」という原則論だけでは、自国の司法主権と権利者の利益を守りきれないという現実的な認識が急速に広まった。ちょうどドイツの裁判所が AASI という対抗手段に踏み切ったのと時を同じくして、フランスの裁判所もまた、独自の対抗手段を模索する必要に迫られたのである。

##### 2 AASI の法的根拠としての仮処分（レフェレ）手続

フランスの裁判所が AASI の法的根拠として見出したのは、（ドイツにおけるような民法の不法行為の規定ではなく、）フランス民事訴訟法典 835 条が定める「仮処分」（レフェレ）という、手続法上の緊急措置であった。

フランス民事訴訟法典 835 条によると、裁判所の判事は、「明白な違法な侵害」を停止させるため、又は「切迫した損害」を予防するため、必要な保全措置又は原状回復措置を命じることができるとされている。

フランスの裁判所は、外国の裁判所に ASI を申し立てる行為そのものが、フランス民事訴訟法典 835 条にいう「明白な違法な侵害」に該当すると構成することにより、AASI の発令を正当化した。

### 3 「明白な違法な侵害」の構成

フランスの裁判所が AASI を正当化する上で展開した法理論は、単なる手続上の妨害というレベルに留まらなかった。後述する「IPCom v. Lenovo 事件」において、パリ控訴院が決定で明確に示したように、外国での ASI 申立ては、フランスの法秩序の根幹をなす「基本的権利」に対する侵害であると構成された。当該事件において裁判所が認定した「明白な違法な侵害」の内実は、以下の二つの基本的権利の侵害であるとされた。

#### (1) 特許権という「財産権」の侵害

特許権は、フランス憲法が保障する権利であると同時に、欧州人権条約第 1 議定書 1 条及び EU 基本権憲章 17 条によって保護される「財産権」である。SEP ホルダーがフランス国内で有効な特許権に基づき、被疑侵害者に対して差止請求を行う権利は、この財産権の核心的な権能である。外国の ASI は、この権利の行使を直接的に阻止し、特許権を事実上無価値化させるものであり、財産権に対する具体的かつ違法な侵害にあたる。

#### (2) 「司法へのアクセス権」の侵害

フランスの特許権侵害に関する訴訟は、パリ司法裁判所の専属管轄に属することが法律で定められている。特許権者が、この正当な管轄権を有するフランスの裁判所に訴え出て、権利の保護（差止）を求めるることは、欧州人権条約第 1 議定書 6 条 1 項及び 13 条によって保障された「司法へのアクセス権」であり、「効果的な法的保護を受ける権利」の行使そのものである。外国の ASI は、この基本的権利の行使を正面から禁止するものであり、その申立て自体が、フランスの国際公序の観点から「明白な違法」性を帯びる。

### 4 AASI に違反した場合の罰則

フランスの裁判所の AASI は、当事者に対する命令である。命令に従わない当事者は、過料を課される。後述する「IPCom v. Lenovo 事件」の決定においては、1 日あたり 20 万ユーロという高額の過料を定めて、命令の実効性の担保が図られた。過料は、命令に違反した 1 日ごとに累積する方式であるため、命令違反による経済的リスクは莫大なものになる可能性がある。実際、「IPCom v. Lenovo 事件」において AASI を命じられた Lenovo は、直ちに米国での ASI 申立てを取り下げる結果となった。

### 5 ドイツ法との比較

フランスの裁判所が構築した上記の AASI の法理は、ドイツが「Nokia v. Continental 事

件」<sup>8</sup>で確立した法理と比較すると、その差異が明らかとなる。

ドイツの裁判所は、AASI の根拠を、実体法であるドイツ民法典（BGB）823 条 1 項（特許権という「絶対権」の侵害）と、1004 条（妨害排除・予防請求権）の類推適用に求めた。これは、私法上の「絶対権」が違法に侵害された（又はその危険がある）場合に、その侵害の排除・予防を請求するという、ドイツ不法行為法の伝統的な枠組みである。

これに対し、フランスの裁判所は、フランス民事訴訟法典 835 条という手続法上の緊急措置（仮処分）を根拠とし、その要件である「明白な違法な侵害」を、「財産権」や「司法へのアクセス権」といった、公法的な色彩も帶びた「基本的権利」の侵害として構成した。

上記のようなドイツとフランスのアプローチは、SEP ホルダーの権利を外国の ASI から保護するという点では共通している。しかし、その法的基盤が、ドイツでは「私法上の絶対権の保護」にあるのに対し、フランスでは「基本的権利の侵害に対する手続的救済」にあるというように、異なる法理が採用されている。

この法理上の差異は、単なる理論上の違いに留まらず、後述するように、ASI がまだ申し立てられていない段階での「予防的 AASI」を認めるか否かという実務的な問題において、両国で異なる結論を導く決定的な要因となっている。

## V フランスにおける AASI を確立した「IPCom v. Lenovo 事件」

### 1 事案の概要

フランスにおける AASI の法理を確立し、その後の実務の指針となつたのが、パリ控訴院が 2020 年に下した「IPCom v. Lenovo 事件」決定である<sup>9</sup>。

原告（AASI 申立人）は、ドイツの特許ライセンス会社（NPE）である IPCom GmbH & Co. KG である。他方、被告（AASI 被申立人）は、IT 機器大手 Lenovo グループの米国法人である Lenovo (United States) Inc. 等であった。

2019 年 3 月、Lenovo（米国法人）が、IPCom による FRAND 宣言（ETSI への誓約）違反等を主張し、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に対し、IPCom が保有する SEP ポートフォリオ全体のグローバル FRAND 料率の設定等を求める訴訟を提起した。

2019 年 7 月、IPCom は、英国高等法院に、Lenovo（英国法人）を特許侵害で提訴した。

2019 年 9 月、Lenovo（米国法人）は、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に対し、IPCom が英国で係属中の訴訟、及び将来フランス等で提起する可能性のある特許侵害訴訟を差し止めるための ASI を申し立てた。

2019 年 10 月、IPCom は、Lenovo（米国法人）による米国での ASI 申立てが、フランスでの特許権行使を違法に妨害するものであるとして、フランスのパリ大審裁判所に対し、米

<sup>8</sup> <https://www.luther-lawfirm.com/en/newsroom/blog/detail/germanys-first-anti-anti-suit-injunction>

<sup>9</sup> <https://www.cours-appel.justice.fr/sites/default/files/2020-03/3%20mars%202020%20CCIP-CA%20RG%201921426.pdf>

国でのASI申立てのフランス関連部分の取下げ等を命じるAASIを申し立てた。

## 2 パリ大審裁判所（一審）の命令

2019年11月8日、パリ大審裁判所（一審）は、IPComの申立てを全面的に認める命令を下した。この命令は、Lenovo（米国法人）に対し、①米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に申し立てたASIのフランス関連部分を取り下げること、②将来、いかなる国の裁判所に対しても、同様の目的（フランスでの特許権行使の妨害）で新たなASIを申し立てることを禁止すること（予防的差止）の二点を命じるものであった。

## 3 パリ控訴院の決定

Lenovo（米国法人）は、パリ大審裁判所（一審）の命令を不服として控訴した。本件を審理したパリ控訴院は、2020年3月3日、フランスのAASI法理の確立を宣言する重要な決定を下した<sup>10</sup>。

### （1）AASI申立ての承認

パリ控訴院は、まず、パリ大審裁判所（一審）の命令の核心部分である、「米国でのASI申立ての取下げ命令」について、全面的に支持した。その理由は、①フランスの裁判所の特許権侵害訴訟の専属管轄権を侵害するものであること、②IPComが有する「財産権」（欧州人権条約第1議定書1条、EU基本権憲章17条）及び「司法へのアクセス権」（欧州人権条約第1議定書6条1項、13条）という基本的権利を侵害するものであることという点にある。そして、この基本的権利の侵害は、フランス民事訴訟法典835条にいう「明白な違法な侵害」を構成すると判示し、この違法な侵害を停止させるための「唯一の適切な手段」は、「米国でのASI申立ての取下げ命令」を発布することであると結論づけた。

### （2）予防的AASIの拒否

パリ控訴院の決定で注目されるのは、当該決定が、将来のASI申立てを包括的に禁止するための「予防的AASI」を拒否した点であった。即ち、パリ控訴院は、パリ大審裁判所（一審）の命令における、予防的AASIの部分を破棄した。その決定理由の中で、パリ控訴院は、Lenovo（米国法人）が、パリ大審裁判所（一審）の命令に従い、既にカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所でのASI申立てのフランス関連部分を取り下げたという事実を指摘した。その上で、将来、Lenovo（米国法人）が再びASIを申し立てるかもしれないという「単なる可能性」だけでは、フランス民事訴訟法典835条にいう「明白な違法な侵害」又は「切迫した損害」という要件を立証するには不十分であると判示した。

---

<sup>10</sup> <https://www.cours-appel.justice.fr/sites/default/files/2020-03/3%20mars%202020%20CCIP-CA%20RG%201921426.pdf>

#### 4 パリ控訴院とドイツの裁判所の判断との違い

パリ控訴院による「予防的 AASI」の拒否という判断と、同時期に AASI の法理を発展させていたドイツのミュンヘン裁判所の判断とは、極めて対照的なものであった。

ドイツのミュンヘン地方裁判所及び高等裁判所は、「Nokia v. Continental 事件」<sup>11</sup>や、その後の「InterDigital v. Xiaomi 事件」<sup>12</sup>等において、「予防的 AASI」を積極的に認める判断を下していた。これらの事件でミュンヘンの裁判所は、実施者が他国で ASI を申し立てた前例がある場合や、特許権者による「ASI を申し立てない」旨の確約要求を拒否した場合等、比較的広範な事情を根拠に、ドイツ民法典 823 条・1004 条の「第一次侵害の危険」が切迫していると認定し、ASI がまだ申し立てられていない段階での「予防的 AASI」を認める判断を示した。

これに対し、パリ控訴院の「IPCom v. Lenovo 事件」決定は、フランス民事訴訟法典 835 条にいう「明白な違法な侵害」又は「切迫した損害」という要件をより厳格に解釈し、予防的 AASI に対しては抑制的な姿勢を探ることを明確にした。

このようなパリ控訴院とミュンヘンの裁判所の AASI（特に、予防的 AASI）の要件に関する判断の差異は、グローバル SEP 訴訟の当事者となる企業にとって、どの国どの裁判所を提訴地として選択すべきかを判断する際の重要な考慮要素の一つとなる。即ち、SEP ホルダーにとっては、予防的 AASI の申立てが認められやすいミュンヘンの裁判所の方が、提訴地として望ましいと考えられやすいであろう。

#### 5 「IPCom v. Lenovo 事件」の終結

「IPCom v. Lenovo 事件」におけるパリ控訴院の決定は、フランスの法学界や実務家に大きな影響を与えた。その後、両当事者間のグローバル SEP 紛争は、2023 年 4 月に和解が成立し、両当事者間のグローバル・ライセンス契約の締結と、関連するすべての訴訟の取下げによって終結した。この和解により、パリ控訴院の 2020 年 3 月 3 日決定は、最上級審たる破壊院の判断を受けることなく、事実上確定した。その結果、パリ控訴院の当該決定が、現在のフランス法における AASI の法的根拠、要件、そして限界（予防的 AASI の拒否）を画したリーディングケースとして、極めて重要な地位を占めている。

### VI AASI が SEP ライセンス交渉に与える影響

#### 1 欧州司法裁判所の「Huawei v. ZTE 事件」における「誠実なライセンシー」

AASI の登場は、単に訴訟手続上の攻防に新たな一手をもたらしただけでなく、SEP ライセンス交渉というビジネス活動の面にまで、重大な影響を及ぼしている。

<sup>11</sup> <https://www.luther-lawfirm.com/en/newsroom/blog/detail/germanys-first-anti-anti-suit-injunction>

<sup>12</sup> <https://caselaw.4ipcouncil.com/germany/lg-munich-district-court/interdigital-v-xiaomi-district-court-landgericht-munich-i>

EUにおけるSEP訴訟において、実施者が特許権者からの差止請求を阻止するための最も重要な抗弁が、自らが「誠実なライセンシー」(willing licensee)であると主張・立証することである。この概念は、欧州司法裁判所の「Huawei v. ZTE事件」<sup>13</sup>によって確立された行動規範であり、実施者がFRAND条件でのライセンス取得に誠実かつ真摯に取り組んでいることを示す一連の行動を要求する。

この点について、ドイツの裁判所、とくにミュンヘンの裁判所は、「InterDigital v. Xiaomi事件」等において、実施者が外国でASIを申し立てる、又はそのように脅す行為自体が、その実施者が「誠実なライセンシー」としての資格を欠くことを示す有力な兆候となり得る、との見解を示している。即ち、真にFRAND条件でのライセンス締結を望む「誠実な」実施者であれば、誠実な交渉を通じて問題を解決しようとするはずである。それにもかかわらず、交渉の途上で、あるいは並行して、相手方の正当な権利行使であるドイツでの特許侵害訴訟を外国のASIという強硬手段で封じ込めようとする行為は、交渉を遅延させ、不當に有利な立場を築こうとするものであり、「誠実さ」とは相容れない、という。この法的構成は、手続上の戦術と実体上の地位とを直接結びつけるものであり、極めて強力な効果を持つ。

フランスにおいても、「IPCom v. Lenovo事件」におけるAASI法理の確立は、単なる手続法上の論点に留まらず、SEPライセンス交渉における「誠実なライセンシー」の地位の認定に、重大な影響を及ぼす。即ち、パリ控訴院は、当該事件において、外国の裁判所にASIを申し立てる行為につき、フランス民事訴訟法典835条にいう「明白な違法な侵害」という要件を満たし、特許権者の「基本的権利」（財産権、司法へのアクセス権）を侵害する行為であると断じた。ある行為が、フランスの法秩序において「明白な違法な侵害」であり「基本的権利の侵害」であると認定された場合、その行為を行った実施者が「誠実なライセンシー」とあると主張することは、極めて困難となる。パリ控訴院は、外国におけるASI申立てを「違法」とまで断じている以上、フランスの裁判所が本案訴訟において「誠実なライセンシー」の地位を判断する際、ドイツの裁判所と同様に、ASI申立ての事実を当該実施者にとって不利な要素として考慮することは、ほぼ確実であろう。

このことは、SEPの実施者に対し、深刻な戦略的ジレンマを突きつける。即ち、実施者がフランスでの差止請求という事業上の致命的なリスクを回避するためには、FRANDの抗弁（「誠実なライセンシー」であるとの抗弁）を維持し続けることが不可欠である。しかし、その一方で、外国の裁判所でASIを申し立てるという手続上の強力な対抗手段に訴えれば、その行為自体が「不誠実」の烙印となり、FRANDの抗弁そのものを破綻させかねない。即ち、実施者は、英国、米国や中国で利用可能なASIという強力な手続的防御手段に頼るか、それともフランス国内で差止請求を免れるための唯一有効なFRANDの抗弁を維持するか、という二者択一を迫られることになる。両方を同時に手に入れることはできない。この結果、SEP紛争における交渉のパワーバランスは、特許権者側に大きく傾く可能性が

---

<sup>13</sup> <https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/eu-regulator-rules-on-huawei-v-zte-and-the-abuse-of-a-dominant-position-in-sep-rights>

ある。

## 2 ETSI 本部とフランス法の管轄

フランスの裁判所が、AASI という「盾」を積極的に用いて自国の管轄権を守ろうとする背景には、フランスがグローバル SEP 紛争において果たし得る、より大きな役割への司法政策が存在する。

その鍵を握るのが、SEP の策定と FRAND 宣言の枠組みを提供する「欧州電気通信標準化機構」(ETSI) である。ETSI は、フランスのソフィア・アンティポリスに本部を置く、フランス法に基づく非営利団体である<sup>14</sup>。

ETSI の知的財産権ポリシーでは、フランス法が準拠法とされている。したがって、SEP ホルダーが ETSI に対して行う FRAND 宣言(自らの SEP を FRAND 条件でライセンスする用意がある旨の誓約)は、フランス法に準拠する「契約」又は「第三者のための約束」として解釈される。このように、SEP ホルダーが ETSI に対して行う FRAND 宣言にはフランス法が適用されるということを根拠として、パリ司法裁判所は、近年、「TCL v. Philips 事件」<sup>15</sup>や「Xiaomi v. Philips 事件」<sup>16</sup>において、当事者間のグローバルな SEP ポートフォリオ全体の FRAND 料率を設定する管轄権を自らが有すると、積極的に主張している。

この文脈において、フランスの AASI が持つ戦略的意義は、単にフランス国内の特許権侵害訴訟を個別に守るという防御的なレベルに留まらない。それは、フランスの司法が ETSI の本拠地として「グローバル FRAND 紛争解決の中心的ハブ」としての地位を確立しようとする大きな司法政策を、外国の ASI による干渉から守るために不可欠な「盾」として機能しているのである。

## VII 欧州統一特許裁判所 (UPC) における AASI への影響

### 1 欧州統一特許裁判所 (UPC) における AASI

2023 年 6 月 1 日に発足した欧州統一特許裁判所 (UPC) は、その広範な管轄区域内での特許権の統一的な行使を可能にする、新たな司法機関である。UPC は、発足当初から、グローバルな SEP 紛争の主要な戦場の一つとなっている。

UPC は、その設立の背景と人的構成（多くの裁判官がドイツやフランスの国内裁判所の出身）から、ASI や AASI に関するドイツやフランスの法理と実務を継承している。UPC にとって、自らの広範な管轄権が、EU 域外の裁判所からの ASI によって脅かされることとは、その存在意義に関わる重大な問題である。したがって、UPC が AASI を自らの管轄権

---

<sup>14</sup> <https://www.etsi.org/>

<sup>15</sup> <https://www.juve-patent.com/cases/paris-takes-first-step-towards-becoming-frand-hotspot/>

<sup>16</sup> <https://www.juve-patent.com/cases/paris-court-asserts-jurisdiction-in-philips-and-xiaomi-frand-dispute/>

を守るための有効な武器として認識し、積極的に活用していることは何ら驚くべきことではない。

UPCは、これまでにASIを発令したことはないが、AASIを複数の事件で発令している。

UPCがAASIを発令した事件としては、以下のものがある。

①「Avago v. Realtek事件」(2024年12月9日)<sup>17</sup>

UPCで初めてAASIが発令されたのはこの事件である。UPCミュンヘン地方部は、Realtekが米国の裁判所でASIを申し立てることを禁じるため、AASIを発令した。

②「Huawei v. Netgear事件」(2024年12月11日)<sup>18</sup>

UPCミュンヘン地方部は、HuaweiとNetgearの間のWi-Fi6に関するSEP紛争においてAASIを発令した。これは、Netgearが米国の裁判所で、HuaweiがUPCで特許権を行使することを禁じるASIを申し立てたことに対抗するものであった。

③「Nokia v. Sunmi事件」(2025年2月19日)<sup>19</sup>

UPCミュンヘン地方部は、Nokiaに対し、Sunmiが中国でASIを申請することを防ぐための暫定措置を認めた。この事件は、ASIが実際に申し立てられる前の段階で発令された予防的なAASIであるという点に特徴がある。

④「InterDigital v. Walt Disney Company」(2025年5月27日)<sup>20</sup>

UPCマンハイム地方部は、InterDigitalの申請を認め、Disneyが他の法域でInterDigitalによるUPCでの特許権行使を妨げる可能性のあるASIを申し立てることを禁じるAASIを発令した。

## 2 UPCによるAASIへのドイツとフランスの裁判所の影響

UPCの判断にはドイツの裁判所からの極めて強い影響が見られる。UPC、とくにそのミュンヘン地方部は、ドイツの国内裁判所、とりわけミュンヘン裁判所がSEP訴訟で確立したAASIの法理と実務を、明確に引き継ぎ、さらに発展させているといえる。

また、UPCの判断にはフランスの裁判所からの強い影響も見られる。即ち、UPCがAASIを発令する際の法的根拠は、「Huawei v. Netgear事件」で示されたように、外国のASIがUPC協定及びEU基本権憲章（財産権、司法へのアクセス権）を侵害するというものであり、これはまさにフランスのパリ控訴院による「IPCom v. Lenovo事件」決定で示された「基本的権利の侵害」のロジックと軌を一にするものである。

しかし、法理の類似性とは対照的に、実務上の運用においては、フランス法とドイツ法の

<sup>17</sup> <https://ipfray.com/avago-broadcom-actually-won-the-upcs-first-ever-anti-antisuit-injunction-paved-the-way-for-the-huawei-v-netgear-aasi-that-came-down-two-days-later/>

<sup>18</sup> <https://www.juve-patent.com/cases/the-court-that-never-sleeps/>

<sup>19</sup> <https://www.marks-clerk.com/insights/latest-insights/102k8g9-upc-grants-protection-against-suspected-anti-suit-injunction/>

<sup>20</sup> <https://ipfray.com/first-ever-upc-mannheim-anti-antisuit-injunction-u-s-court-denies-ip-against-brazilian-sep-enforcement-interdigital-v-disney/>

間の重要な差異が、UPC の判断において再び顕在化している。

最大の論点は、「予防的 AASI」の可否である。前述の通り、フランスのパリ控訴院は、「IPCom v. Lenovo 事件」決定において、ASI 申立ての「単なる可能性」だけでは不十分であるとして、「予防的 AASI」を拒否した。これに対し、UPC ミュンヘン地方部は、「Nokia v. Sunmi 事件」において、中国企業が中国で ASI を申し立てた具体的な危険性があるとして、「予防的 AASI」を発令した。この UPC ミュンヘン地方部の判断は、ドイツのミュンヘンの国内裁判所の積極的な「第一次侵害の危険」の認定実務と親和性が高い。

今後、UPC のパリ中央部やパリ地方部が「予防的 AASI」に関する事件を扱った場合、ドイツのミュンヘンの裁判所の判断のような傾向が維持されるのか、それとも、フランスのパリ控訴院のような抑制が働くのか、動向が注目される。

### VIII 日本企業への実務的示唆

以上に述べてきたフランスにおける ASI 及び AASI をめぐる状況は、グローバルに事業を展開する日本企業にとって、重要かつ実務的な示唆を含んでいる。

#### 1 グローバル知財紛争におけるリスク分析

通信、自動車、家電等、標準化技術が多用される分野の日本企業は、グローバルな SEP 紛争の当事者となるリスクを常に負っている。例えば、フランスで特許権者として特許侵害訴訟を提起したところ、被告から英国、米国や中国の裁判所に ASI を申し立てられる可能性がある。このような事態を想定し、平時から各国の法制度（とくに、ASI 及び AASI）に関する情報を収集し、リスクや対応方法を分析しておくことが重要である。

#### 2 日本企業がフランスで SEP 侵害訴訟の被告となった場合

日本企業が実施者としてフランスで SEP 侵害訴訟の被告となった場合、外国の ASI に頼ることは、以下の 2 つのリスクを招く可能性がある。

まず、日本企業が外国の裁判所で ASI を申し立てた場合、フランスの裁判所において SEP ホルダーから直ちに AASI を申し立てられ、ASI の取下げを命じられるリスクがある。

次に、それ以上に致命的なのは、本案訴訟への影響である。ASI 申立てという「明白な違法」又は「基本的権利の侵害」とみなされる行為自体が、「不誠実なライセンサー」であることの証拠として認定されるリスクがある。

#### 3 紛争解決条項の設計

国際的なライセンス契約、共同開発契約、部品供給契約等を締結する際には、紛争解決条項（裁判管轄合意、仲裁合意）の設計に細心の注意を払う必要がある。とくに、専属的裁判管轄合意を定める場合、その国が ASI や AASI に対してどのような立場を取っているかを

考慮に入れるべきである。例えば、フランスの裁判所を専属管轄と定めていた場合、外国でのASI申立てがあれば、フランスでのAASIによる保護が期待できるが、外国でのASI申立てがされていなければ、フランスの裁判所は「予防的AASI」を拒否する可能性がある。これらの事情を理解した上で、自社のビジネス戦略に最も合致した紛争解決条項を契約書に規定することが重要となる。

## IX おわりに

フランスにおけるASI及びAASIの状況は、日本におけるASI及びAASIの今後の状況を予想する上で大いに参考になるであろう。日本の裁判所はこれまで、ASIもAASIも発令したことはないと思われるが、ASIはともかく、フランスの裁判所にならい、AASIを発令する可能性は十分あると思われる。

日本企業や日本の法律実務家としては、今後も、ASI及びAASIに関わるグローバルな紛争事案に備えるため、フランスや欧州等の外国におけるASI及びAASIの議論状況を注視していく必要性が高いといえよう。

※ 初出：『特許ニュース No.16520』（一般社団法人発明推進協会、2025年12月5日、原題は「世界の訴訟差止命令（ASI）第4回 フランス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。